

職員各位

令和5年4月10日
社会福祉法人 青樹会

令和5年度介護職員処遇改善加算・
介護職員等特定処遇改善加算・
介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書について

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書により賃金改善を行う方法について、令和5年度は次の通り実施いたしますので、周知を図るため文章で通知します。

【介護職員処遇改善加算】

- 1 常勤介護職員について
令和5年度は、一人当たりの平均賃金改善月額を30,000円とし、配分方法は以下の通りとする。
 - ② 基本給の定期昇給（1号俸）を実施し支給する。
 - ② 一律の手当（処遇改善金）として28,000円を支給する。
 - ③ 賞与支給時に人事考課により一時金を支給する。
 - ④ 自己啓発による資格取得手当を支給する。
 - ⑤ その他、一時手当などにより賃金改善額が加算受領分を上回るように調整し支給する。
- 2 パート介護職員について
令和5年度は、一人当たりの平均賃金改善月額を9,200円とし、処遇改善金として90円（時給）を支給する。

【介護職員等特定処遇改善加算】

- 1 常勤・非常勤介護職員・その他の職種を ①経験・技能のある介護職員
②他の介護職員 ③その他の職種にグループ分けを実施。
 - ① については介護福祉士を取得し当法人に7年以上勤務する者とする。
- 2 一時金より、賃金改善額が加算受領分を上回るよう調整し支給する。

【介護職員等ベースアップ等支援加算】

- 1 常勤介護職員について
令和5年度は、一律の手当（処遇改善金）として5,500円を増額して支給する。
- 2 パート介護職員について
令和5年度は、処遇改善金として10円（時給）を増額して支給する。